

議案第44号

斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例及び斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出担当課：総務課】

令和4年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告に基づき、国家公務員の給与に関し、一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、この改正内容に準じ、本町の一般職の職員の給与改定を行うものであります。

1. 改正内容

(1) 給料月額の変定 (第1条関係)

令和4年4月1日に遡り若年層を中心に、給料月額を平均0.3%引き上げる。

(2) 一般職の職員の勤勉手当の支給月数の変定 (第1条関係及び第2条関係)

勤勉手当について、再任用職員以外の一般職の職員の支給月数を0.10月分引き上げ、再任用職員の支給月数を0.05月分引き上げる。

(勤勉手当の支給月数)

	支給月	支給月数		
		現 行	改 定 後	
			令和5年度以降	令和4年度
再任用職員以外 の職員	6月	0.95月	1.00月	0.95月
	12月	0.95月	1.00月	1.05月
	合 計	1.90月	2.00月	2.00月
再任用職員	6月	0.45月	0.475月	0.45月
	12月	0.45月	0.475月	0.50月
	合 計	0.90月	0.95月	0.95月

(3) 斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正 (第3条関係)

斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例において、一般職の職員の給料表を準用する規定について、会計年度任用職員に対する給料表の変定は、

任用された年度の翌年度の4月1日から適用することとします。

2. 施行期日等

第1条及び第3条の規定は、公布の日から施行し、第1条の規定は令和4年4月1日に遡り適用します。また、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行します。